

太田市乳児院施設整備費償還補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において乳児院を運営する法人の円滑な運営を図るため、予算の範囲内において補助することについて、太田市補助金等に関する規則(平成17年太田市規則第76号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、国庫の補助対象事業として実施した乳児院施設整備事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会及び独立行政法人福祉医療機構から乳児院施設整備資金の借入れをし、その償還を行う社会福祉法人及び財団法人とする。

(補助金の金額)

第4条 補助金の金額は、予算の範囲内において、当該年度の償還元金に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付期間)

第5条 補助金の交付期間は、借入金の償還が完了する年度までとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年12月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。